

◇◆よくある質問◆◇

【補助条件】

質問	答え
1 補助金制度の活用にあたって、事前登録等を行う必要はありますか？	R7から「おおいたジョブステーション（おおいた産業人財センター）」への登録が必須となりました。 また、電子申請を行う場合は申請用アカウントの作成を行ってください。 ※アカウント登録を行うと、一時保存が可能となります。

【補助対象経費】

質問	答え
1 国外（留学先等）から大分県内企業へ面接またはインターンシップをした場合は補助対象となりますか？	補助対象となる交通費は、日本国内における大分県を除く都道府県の居住地と、大分県内企業を往復するために必要な交通費を指しますので、国外は対象とはなりません。
2 居住地から企業までの経路はどのような経路でもよいのですか？	居住地と面接またはインターンシップ実施地の最寄駅を往復するために必要な交通費が対象となりますので、経路が明らかに <u>私事の旅行や帰省が目的</u> であると判断される申請についても、補助の対象とならない場合もありますのでご注意ください。
3 LCCを利用した場合の補助対象経費はどうなりますか？	LCC（格安航空社）を利用した場合の補助対象経費は、航空券手配に必要不可欠な次の料金に限ります。 <u>＜補助対象経費＞運賃、支払手数料、旅客施設使用料、座席指定料</u> 受託手荷物の追加料金や、食事等のサービスが付帯されたオプションセット等で座席指定をした場合など、一般的な航空賃に含まれないものは、対象となります。 なお、支払を証する書類として <u>「旅程表」</u> のみでは認められません。必ず「領収書」を印刷してご提出ください。ただし、領収書に利用日や利用区間が記載されていない場合は、旅程表も併せてご提出ください。 詳しくは『補助金申請時の確認について』を参照してください。
4 駅から企業まで距離があるため、路線バスを利用する必要があるのですが、路線バス代は補助対象経費となりますか？	面接やインターンシップ等の実施地まで路線バスを利用しなければならない場合は、補助対象経費として認められます。 ただし申請のためには支払を証する書類が必要ですので、領収書を発行してもらう必要があります。 <u>運賃表や乗車証明書</u> では、宛名や押印がないため提出書類として認められませんのでご注意ください。 電子マネーを利用する場合の支払証明は 質問12 を確認してください。
5 企業から宿泊場所までの交通費は補助対象経費となりますか？	面接やインターンシップ実施地から宿泊場所までの交通費は補助対象外です。
6 内定後のインターンシップは補助対象となりますか？	内定後の内定先企業へのインターンシップ補助対象外です。 本補助金で想定しているインターンシップは、大学等の教育の一環として位置づけられるものであり、キャリア教育・専門教育を推進するための取組です。よって「内定者入社前研修」「内定者フォロー」といった意味合いの強い内定先企業へのインターンシップは、本補助金の想定するインターンシップと意味合いが異なるため、補助対象外となります。

質問	答え
7 移動日と活動日が離れていた場合、補助対象となりますか？	<p>対象になります。ただし、移動日と面接またはインターンシップの日付が極端に離れている場合は対象外となります。</p> <p>※企業訪問日を含めない30日以内の行程であれば補助対象とします。その他事情がある場合には、お問い合わせください。</p> <p><認められる例> 合計30日のため、往路復路共に補助対象 往路：8月 1日（面接まで14日） 面接：8月15日 帰路：8月31日（面接後16日）</p> <p><認められない例> 合計31日のため、往路復路共に補助対象外 往路：8月 1日（面接まで14日） 面接：8月15日 帰路：9月 1日（面接後17日）</p> <p><認められない例> 合計31日のため、往路復路共に補助対象外 往路：8月 1日（面接まで1日） 面接：8月 2日 帰路：9月 1日（面接後30日）</p>
8 博多ー小倉の移動に新幹線を利用した場合、補助対象となりますか？	<p>博多ー小倉の移動で新幹線を利用した場合は、<u>特急料金に算出し直した額を補助対象</u>とします。</p> <p>※その他不明な点や事情がある場合には、あらかじめお問い合わせください。</p>

【提出書類】

質問	答え
9 添付書類の「その他知事が必要と定める書類」とは何ですか？	書類審査に必要な資料として、個別に提出を依頼する場合があります。
10 申請書類に添付する公的証明書として運転免許証を提出したいのですが、住所変更の手続きをしていません。その場合はどうすればよいですか？	運転免許証など公的証明書の住所変更の手続きをしていない場合は、電気料金、水道料金などの公共料金の領収書の写し（申請者本人名義で居住地が確認できるもの）を添付してください。
11 運転免許証の住所変更手続きをしておらず、また公共料金は保護者が支払っているため居住地の確認ができる書類がありません。その場合はどうすればよいですか？	申請前に、用意すべき「居住地の確認できる書類」を現住所に変更してから、申請書を提出してください。また電気会社やガス会社によっては、現住所を加味した公共料金の領収書を発行できる場合がありますので、各会社にお問合せください。
12 公共交通機関を利用する際に電子マネーを使用します。支払証明はどうすればよいですか？	Suicaなどの電子マネーを利用した場合は、各インターネットサービスによる「ご利用明細書（領収書）」や「利用履歴」を印刷したものを添付してください。添付書類による確認ができる場合のみ申請の対象となります。
13 高速バスチケット等をコンビニや金券ショップで支払・購入しました。支払証明はどうすればよいですか？	店頭で領収書を発行してもらう必要があります。宛名（申請者本人）、金額、支払日、ただし書（バス代として等）を記載し、押印されたものを支払証明書として提出してください。

質問	答え
14 無人駅を利用し、電子マネーも持っていない場合の領収書はどうすればよいですか？	自動券売機か、職員がいる駅の窓口等で領収書を発行してもらう必要があります。詳しくは利用する鉄道会社にご確認ください。 <u>使用済み切符は支払証明とは認められません</u> のでご注意ください。
15 交通費を保護者名義のクレジットカードで支払ったのですが、支払を証する書類として何を提出すればよいですか？	支払を証する書類として、原則申請者本人の名義の領収書が必要となりますので、窓口等で領収書を発行してもらい、それを提出してください。

【その他】

質問	答え
16 申請から支払までどのくらいかかりますか？	申請書類を審査しますので、補助金交付は申請（不備のない状態で書類が受理された段階）から3か月程度を要する場合があります。